

## 診断書（成年後見制度用）を作成される先生へ

宇都宮家庭裁判所

この度は、診断書の作成にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、家庭裁判所が後見又は保佐の開始の審判をするには、明らかにその必要がないと認める場合を除いて、鑑定を行うこととされています。

ついては、診断書を作成いただいた被診断者ご本人について、鑑定を行うとされた場合、その鑑定をお引き受け頂けるかどうかについてご回答をお願いします。ご回答には、別紙の「診断書付票」をご利用ください。

なお、この鑑定は、必ずしも精神科医や精神保健指定医が行わなければならないわけではなく、通常は主治医又は診断書を作成した医師の方をお願いしております。

作成していただいた「診断書」及び「診断書付票」は、家庭裁判所に直接お送りいただくのではなく、診断書の作成を依頼した方にお渡しください。

### 鑑定手続等に関する説明

\* 民事訴訟事件における鑑定とは異なり、原則として、家庭裁判所に証人等としておいでいただくことはありません。

\* 正式な鑑定依頼は、裁判所から改めて書面（鑑定依頼書）を送付する方法により行います。なお、診断書等から、本人の精神状況について明らかに後見又は保佐開始相当と判断できる場合には、鑑定を依頼しないこともあります。

\* 診断書及び鑑定書の作成の手引をご用意しております。以下の裁判所のウェブサイトからダウンロードしてご利用ください。

【<http://www.courts.go.jp/>】 裁判所トップページ→「裁判手続の案内」→「裁判所が扱う事件」→「家事事件」→「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」（「2成年後見制度に関する審判」の中ではなく、下の方にあります。）

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

宇都宮家庭裁判所家事書記官室 TEL028-333-0050

## 診 断 書 付 票

- 1 家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合、お引き受けいただけますか。

引き受ける。→2以下についてもご回答ください。

引き受けることができるが、遷延性意識障害やそれに準じる状態のため鑑定をするまでもない。

引き受けすることはできない。

(簡単に理由をお書きください。 )

引き受けすることはできないが、次の医師を紹介する。

氏名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

勤務先(病院名等) \_\_\_\_\_

(以下は、鑑定をお引き受けいただける場合にご回答ください。)

- 2 鑑定料(報酬、諸経費等込み)はいくらですか。

\_\_\_\_\_円

※鑑定料は申立人が負担します。裁判所としては、諸経費等込みで5万円から10万円程度でお願いしたいと考えております。

- 3 正式な鑑定依頼を受けてから鑑定書を提出していただくまでの期間はどのくらいですか。

約 \_\_\_\_\_日間

※裁判所としては、30日程度でお願いしたいと考えております。

- 4 鑑定依頼書等の送付先をご記入ください。

診断書記載のとおり

その他 住所 〒 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

- 5 「鑑定書作成の手引」の送付は必要ですか。

不要 必要→正式に鑑定を依頼する際に送付します。